

学校いじめ防止基本方針

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

北海道浜頓別高等学校

1 学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは多種・多様化し学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに深く傷つき不登校や自殺に及ぶ生徒もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっている。そこで、いじめはどの生徒にも起こり得ることを踏まえ、全ての生徒がいじめに向かうことがないよう豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成するとともに、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見・早期解決を図るための「学校いじめ防止基本方針」（令和5年（2023年）3月改訂）を受け、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

○いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

○インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

○「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ生徒（発達障害、精神疾患、健康課題のある生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、生徒の家庭での過重な負担、外国人

生徒等など)」等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」の基本理念を受け、次の認識にたって未然防止に努める。

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

*いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習や能力を伸ばし、変化の厳しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

(3) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもあり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。

(4) いじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な、次のようなものが含まれる。

- 強制わいせつ（刑法第176条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第202条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第208条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第222条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第223条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第249条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ポルノ提供等（買春、ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びにの保護等に関する法律第7条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。

など

嫌がらせなどの「暴力を伴わぬいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を次のとおりとする。

別紙1 *いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を次のとおりとする。

別紙2 *いじめ対策委員会の設置

4 いじめの予防

いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

(1) 学業指導の充実

コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 集団づくり指導の充実

規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

(3) 特別活動、道徳教育の充実

ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり

イ ボランティア活動の充実

(4) 教育相談の充実

面談の定期的実施（年3回程度、年度始め、長期休業前後に学年ごとに実施）

(5) 人権教育の充実

人権意識の涵養のための講演会等の開催

(6) 情報教育の充実

教科「情報」におけるモラル教育の充実

(7) 保護者・地域との連携

いじめ対応の方針や取組の積極的な周知

5 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、

事実確認をする。

- (2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン
別紙3
- (3) 教室・家庭でのサイン
別紙4
- (4) 相談体制の整備
相談窓口の設置・周知
- (5) 定期的調査の実施
アンケートの実施（5月、11月）
- (6) 情報の共有
 - ア 報告経路の明示と報告の徹底
 - イ 職員会議等での情報共有
 - ウ 要配慮生徒の実態把握と進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに組織に報告・相談する。また、複数の教職員で生徒への事実関係の聴取や具体的な対応を行うなど、組織的に対応する。いじめの事実の有無を確認し、管理職に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

○安全・安心を確保する

○心のケアを図る

○今後の対策について、ともに考える

○活動の場等を設定し、認め、励ます

○暖かい人間関係をつくる

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行う。

○いじめの事実を確認する

○いじめの背景や要因の理解に努める

○いじめられている生徒の苦痛に気付かせる

○今後の生き方を考えさせる

○必要がある場合は懲戒を加える

○個人情報、プライバシーに十分配慮する。

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

ア 自分の問題として捉えさせる

イ 望ましい人間関係づくりに努める

ウ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

被害・加害生徒の保護者へは、原則として、複数の教職員が家庭訪問を行い、対応する。

保護者からの要望等に関しては、組織で検討することとし、期日等を明示して回答するなど、誠意をもって対応する。相談・対応の窓口を一本化する。

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

○じっくりと話を聞く

○苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す

○親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

○いじめは誰にでも起こる可能性がある

○生徒や保護者の心情に配慮する

○行動が変わるためには保護者の協力が必要である

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

○相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む

○管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある

○教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

ア 教育委員会との連携

○関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

○関係機関との調整

イ 警察との連携

○心身や財産に重大な被害が疑われる場合

○犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係機関との連携

○家庭での養育に関する指導・助言

○家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

○精神保健に関する相談

○精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、ネット上で文字や画像を使い特定の生徒を誹謗中傷する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどなどの行為がネットいじめであり、犯罪行為であることを踏まえ、こうしたいじめを防止し、効果的に対処する取組を進める。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

フィルタリングの設定など、保護者の見守りを依頼

イ 情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

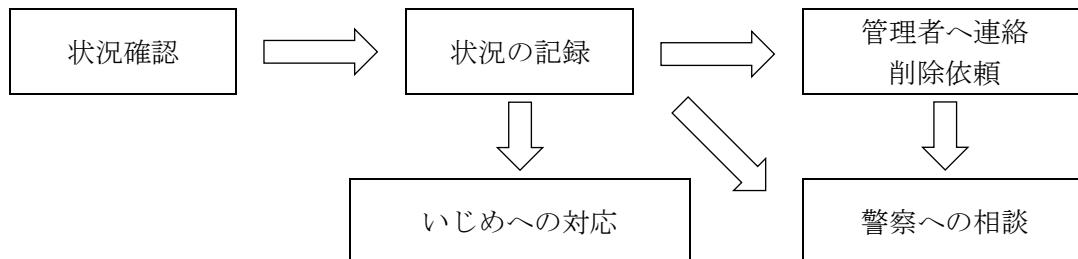
ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 被害者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

年間の欠席が 30 日程度以上の場合（連続した欠席の場合は、状況により判断する）

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、支援を得て解決にあたる。

9 いじめの「解消」の判断基準

(1) いじめの解消

ア いじめに係る行為が止んでいること

- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも 3 か月を目安とする）継続している。
- さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめの行為により心身の苦痛を感じていない。
- 本人及びその保護者に対し、面談等により確認。
- 学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

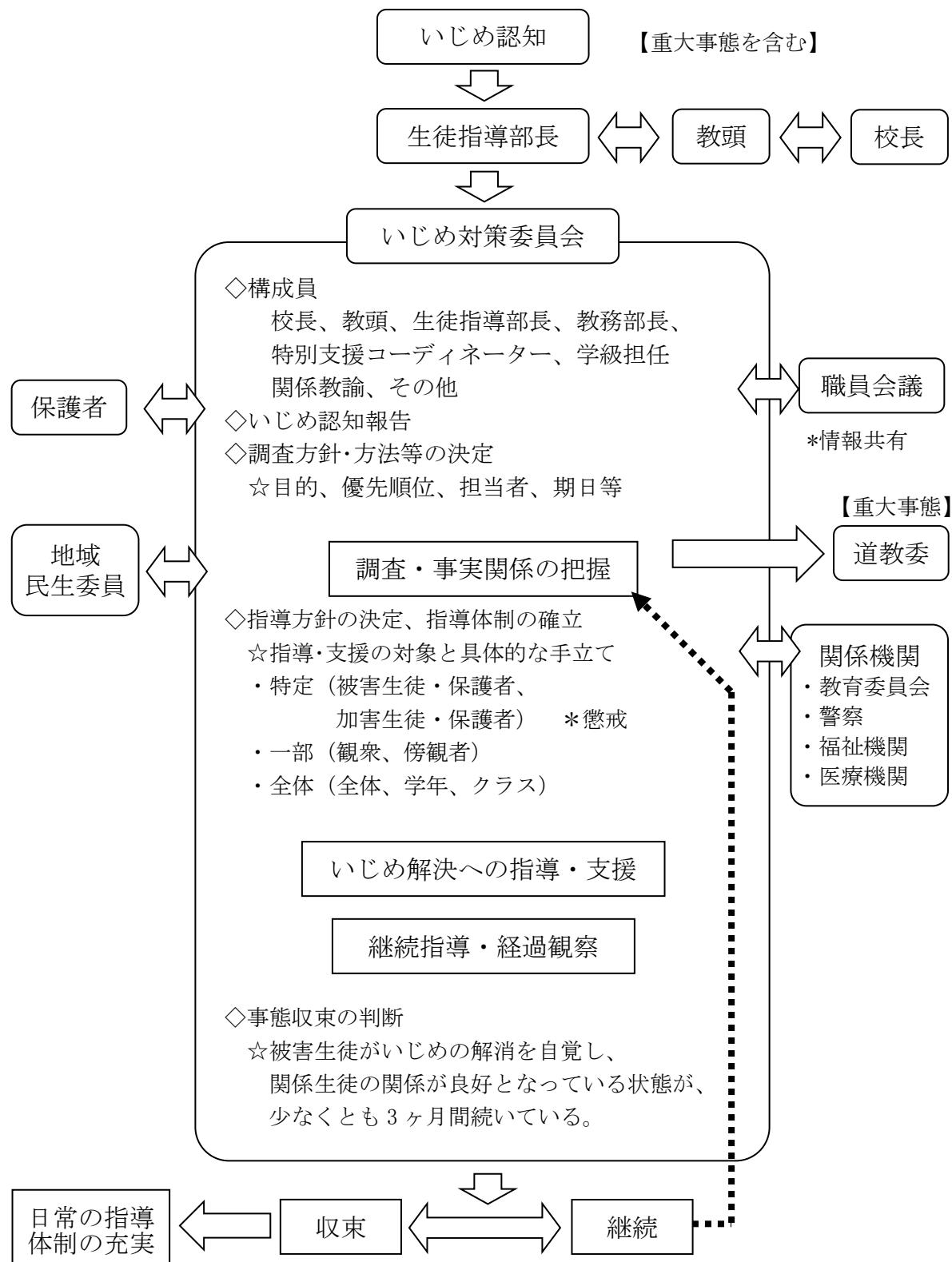
別紙1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙2

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝の SHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れたりしてくる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室やトイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机の周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている
- ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている
- 教員が近づくと、不自然に分散したりする
- 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる

別紙4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

- 嫌なあだ名が聞こえる
 - 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
 - 何か起こると特定の生徒の名前が出る
 - 筆記用具等の貸し借りが多い
-
- 壁等にいたずら、落書きがある
 - 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

- 学校や友人のことを話さなくなる
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
- 朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする
- 電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
- 不審な電話やメールがあつたりする
- 遊ぶ友達が急に変わる
- 部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする

- 理由のはつきりしない衣服の汚れがある
- 理由のはつきりしない打撲や擦り傷がある
- 登校時刻になると体調不良を訴える
- 食欲不振や不眠を訴える

- 学習時間が減る
- 成績が下がる

- 持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりする
- 自転車がよくパンクする
- 家庭の品物や金銭がなくなる
- 大きな額の金銭を欲しがる

別紙 5

1 いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を次のとおりとする。

北海道浜頓別高等学校いじめ防止委員会

教頭、生徒指導部長、教務部長、特別支援コーディネーター、学級担任

2 いじめの存在を認知し、重大事態が発生した場合の指導体制を次のとおりとする。

北海道浜頓別高等学校いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、特別支援コーディネーター、学級担任

関係教諭、その他

3 いじめ対策委員会の定足数は、定員の半数とする。

4 学校のいじめ対策を機動的なものとするために、いじめ対策委員会の下に校長、教頭、生徒指導（いじめ）担当教諭で構成する実務部会を置く。なお、この部会には必要に応じて、他の関係する教職員を加えることもできる。